○総務省訓令第54号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年９月30日

総務大臣　村上誠一郎

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別紙１（第４条関係）無線局の局種別審査基準 ［第１～第６　略］ 第７　船舶局 ［１　略］ ２　通信事項及び通信の相手方は、次の条件に適合するものであること。 ［(１)・(２)　略］ （３）　電気通信業務の通信が含まれているときは、通信の相手方には、一般海岸局、免許人加入団体所属の海岸局又は電気通信業務を行う船舶局があること。 ［３　略］ ４　削除 ［５～11　略］ 12　法第13条第２項の義務船舶局等 （１）　施行規則第28条第１項ただし書きの規定により法第33条に基づき備えなければならない機器に代えることができるものは、次のとおりとする。 ［ア～ウ　略］ エ　施行規則第28条第２項の規定により、当該義務船舶局のある船舶の航行区域に応じて、当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる機器(以下「一般通信設備」という。)の範囲は、次のとおりであり、常に通信の相手方となる陸上に開設する無線局(人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあっては当該人工衛星局)の通信圏内を航行する場合にのみ認めるものとする。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。 ［(ア)・(イ)　略］ (ウ)　船舶地球局の無線設備 ［A　略］ ［削る］ B　［略］ (エ)　携帯移動地球局の無線設備	別紙１（第４条関係）無線局の局種別審査基準 ［第１～第６　同左］ 第７　船舶局 ［１　同左］ ２　通信事項及び通信の相手方は、次の条件に適合するものであること。 ［(１)・(２)　同左］ （３）　通信事項に電報の託送に関する事項又は電気通信業務の通信が含まれているときは、通信の相手方には、一般海岸局、免許人加入団体所属の海岸局又は電気通信業務を行う船舶局があること。 ［３　同左］ ４　電報の託送を行うものについては、船舶託送発受所が確実に開設される見込みのものであること。 ［５～11　同左］ 12　法第34条の義務船舶局等 （１）　施行規則第28条第１項ただし書きの規定により法第33条に基づき備えなければならない機器に代えることができるものは、次のとおりとする。 ［ア～ウ　同左］ エ　施行規則第28条第２項の規定により、当該義務船舶局のある船舶の航行区域に応じて、当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる機器(以下「一般通信設備」という。)の範囲は、次のとおりであり、常に通信の相手方となる陸上に開設する無線局(人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあっては当該人工衛星局)の通信圏内を航行する場合にのみ認めるものとする。 ［(ア)・(イ)　同左］ (ウ)　船舶地球局の無線設備 ［A　同左］ B　インマルサットＦ型 C　［同左］ (エ)　携帯移動地球局の無線設備

［A・B　略］
［削る］

C　［略］
（オ）　陸上移動局の無線設備
　設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備であって、基地局との通信が常時可能なもの(平水区域に限る。)

（カ）　簡易無線局
　設備規則第 54 条に規定する無線設備（管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合に限る。）

オ　施行規則第 28 条第１項第３号(１)(二)に規定する中短波帯の無線設備は、施行規則第 28 条の５第１項第３号により中短波帯及び短波帯の電波を使用する無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及びデジタル選択呼出専用受信機が可能なものに限る。）を備え、施行規則第 28 条第１項第３号(４)(七)の規定により告示されたインマルサット人工衛星局の通信圏の範囲内であり、船舶安全法第４条第１項の規定により認められる場合は備えることを要しない。

［(２)～(７)　略］

(８)　空中線系は、次の条件に適合するものであること。

［ア～オ　略］

カ　一般通信設備として備えるインマルサット携帯移動地球局設備（インマルサット GSPS 型に限る。）については、次の条件を満足するものであること。ただし、20 トン未満の船舶及び船舶の室内の操作により常時通信が可能であると認められる場合は、この限りでない。

［(ア)・(イ)　略］

［(９)　略］

［第８～第 12　略］

第 13　船舶地球局

［１～６　略］

７　義務船舶局のある船舶に開設される船舶地球局であって、搭載するインマルサット船舶地球局の無線設備、施行規則第 28 条の５第３項の規定により、予備設備として備えるインマルサット船舶地球局の無線設備（以下「予備設備」という。）又は施行規則第 28 条第７項に規定するインマルサット高機能グループ呼出受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備のうち、少なくとも一を備えるものについては、以下の基準に適合するものであること。

［(１)～(３)　略］

［A・B　同左］
C　設備規則第 49 条の 23 の２に規定する無線設備(以下「スラヤ衛星携帯電話」という。)
D　［同左］
（オ）　陸上移動局の無線設備
　設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備であって、基地局との通信が常時可能なもの(沿海区域を航行区域とする船舶であって、平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域において海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第４条第４項に規定する旅客定期航路事業又は同法第 21 条第１項に規定する旅客不定期航路事業の用に供する船舶の義務船舶局に係るものを除く。)

［新設］

オ　施行規則第 28 条第１項第３号(１)の(二)に規定する中短波帯の無線設備は、施行規則第 28 条の５第１項第三号により中短波帯及び短波帯の電波を使用する無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及びデジタル選択呼出専用受信機が可能なものに限る。）を備え、施行規則第 28 条第７項に規定するインマルサット人工衛星局の通信圏の範囲内であり、船舶安全法第４条第１項の規定により認められる場合は備えることを要しない。

［(２)～(７)　同左］

(８)　空中線系は、次の条件に適合するものであること。

［ア～オ　同左］

カ　一般通信設備として備えるスラヤ衛星携帯電話及びインマルサット携帯移動地球局設備（インマルサット GSPS 型に限る。）については、次の条件を満足するものであること。ただし、20 トン未満の船舶及び船舶の室内の操作により常時通信が可能であると認められる場合は、この限りでない。

［(ア)・(イ)　同左］

［(９)　同左］

［第８～第 12　同左］

第 13　船舶地球局

［１～６　同左］

７　義務船舶局のある船舶に開設される船舶地球局であって、搭載するインマルサット船舶地球局の無線設備、施行規則第 28 条の５第３項の規定により、予備設備として備えるインマルサット船舶地球局の無線設備（以下「予備設備」という。）又は施行規則第 28 条第９項に規定するインマルサット高機能グループ呼出受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備のうち、少なくとも一を備えるものについては、以下の基準に適合するものであること。

［(１)～(３)　同左］

［８　略］
［別図　略］
［第 13～第 26　略］
別紙２（第５条関係）無線局の目的別審査基準
第１　航空海上関係
［１　略］
２　一般業務用（通信事項が海上運送事業に関する事項又は海洋の観測に関する事項の無線局の場合に限る。）
（１）　船舶局
［ア　略］
イ　通信の相手方は、次の範囲であること。
［(ア)～(カ)　略］
［削る］
［ウ　略］
（２）　海岸局（旅客定期航路事業、一般旅客定期航路事業、貨物定期航路事業、貨物専用定期航路事業、旅客不定期航路事業、一般不定期航路事業及び貨物専用不定期航路事業に限る。）
旅客定期航路等事業者（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第２条第５項に規定する一般旅客定期航路事業について同法第３条第１項の許可を受けた者、同法第２条第６項に規定する貨物定期航路事業について同法第 20 条第１項の登録を受けた者、同法第２条第７項に規定する貨物専用定期航路事業について同法第 20 条の２の届出を行った者、同法第２条第９項に規定する旅客不定期航路事業について同法第 21 条の許可を受けた者、同法第２条第９項に規定する一般不定期航路事業について同法第 22 条の登録を受けた者及び同法第２条第９項に規定する貨物専用不定期航路事業について同法第 23 条の届出を行った者をいう。以下同じ。）が開設する海岸局の審査は次の基準により行う。
［ア～カ　略］
［３～５　略］
６　一般業務用（通信事項がスポーツ・レジャーに関する事項の無線局の場合。(３)において同じ。）
（１）　海岸局
［ア・イ　略］
ウ　旅客定期航路等事業者の船舶の船舶局等を通信の相手方にする場合は、通信事項に船舶の航行に関する事項が含まれていること。
エ～カ　［略］
［(２)・(３)　略］
７　一般業務用（通信事項が漁業通信に関する事項の無線局の場合に限る。）又は公共業務用（通信事項が漁業指導監督に関する事項の無線局の場合に限る。）
［(１)　略］
（２）　海岸局

［８　同左］
［別図　同左］
［第 13～第 26　同左］
別紙２（第５条関係）無線局の目的別審査基準
第１　航空海上関係
［１　同左］
２　一般業務用（通信事項が海上運送事業に関する事項又は海洋の観測に関する事項の無線局の場合に限る。）
（１）　船舶局
［ア　同左］
イ　通信の相手方は、次の範囲であること。
［(ア)～(カ)　同左］
(キ)　電報の託送を行う一般海岸局又は船舶局
［ウ　同左］
（２）　海岸局（旅客定期航路事業に限る。）
旅客定期航路事業者（海上運送法第３条第１項の一般旅客定期航路事業の許可を受けた者及び同法 19 条の３第１項の特定旅客航路事業の許可を受けた者をいう。）が開設する海岸局の審査は次の基準により行う。
［ア～カ　同左］
［３～５　同左］
６　一般業務用（通信事項がスポーツ・レジャーに関する事項の無線局の場合に限る。(３)において同じ。）
（１）　海岸局
［ア・イ　同左］
［新設］
ウ～オ　［同左］
［(２)・(３)　同左］
７　一般業務用（通信事項が漁業通信に関する事項の無線局の場合に限る。）又は公共業務用（通信事項が漁業指導監督に関する事項の無線局の場合に限る。）
［(１)　同左］
（２）　海岸局

［ア～エ　略］ オ　旅客定期航路等事業者の船舶の船舶局を通信の相手方にする場合は、通信事項に船舶の航行に関する事項が含まれていること。 カ～サ　［略］ ［(3)～(6)　略］ ［８～22　略］ ［第２～第５　略］	［ア～エ　同左］ ［新設］ オ～コ　［同左］ ［(3)～(6)　同左］ ［８～22　同左］ ［第２～第５　同左］

附　則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。